

## 外国為替証拠金取引の規制のあり方について(意見)

委員 原 早苗

外国為替証拠金取引については、高齢者等を狙い多大な損害を与えた被害事例が頻発している。賭博性が高く、個人が参入するには望ましくない取引形態と考える。諸外国での規制のあり方の精査もふまえ、審議を尽くされることを要望する。

### 基本的考え方

- 外国為替証拠金取引は、非常に賭博性が高い取引である。取引を望まない個人がこの取引に巻き込まれることのないよう規制すべきである。
- 仮に、自ら望んで取引に参加する場合であっても、取引ルールの明確化や事業者の責務についても問えること
- 外国為替証拠金取引のほか、為替・金利等を原資産とするその他の店頭デリバティブ取引についても同様に規制すべきである。
- 新たな法規制が、一種のお墨つきを与えるということのないように配慮すべきである。
- 既存の法体系での保護のレベルでは不十分である。拡充が必須である。

### 業者の適格性の確保

要件を定めての登録制とすべきである。

悪質な取引の場合、単なる業務改善命令のレベルにとどまるのではなく、罰則、市場から退出させるなどルールの厳格化と明確化を求める。

### 行為規制

#### 取引規制

- ・ インターバンク市場につなぐことの義務づけ
- ・ リバレッジ効果に「倍規制」をかける
- ・ 取引回数の制限(1日 回まで等)
- ・ 利益相反行為の規制(第3者とのカバー取引に入るなど)、出金遅延の回避
- ・ ロスカット規制をかける
- ・ 一任取引の禁止

#### 開示規制

- ・ 重要事項の開示義務付け  
重要事項についても規定を設けること

### 書面での交付義務

- ・ 取引途中の開示義務付け

#### 説明義務

- ・ 重要事項、取引の仕組み、証拠金の性格などについての説明義務を課すこと  
勧誘・販売規制(勧誘には「広告」も含むこと)
- ・ 不招請勧誘の禁止
  - 一般紙への広告禁止
- ・ 消費者契約法の「不実告知」「不利益事実の不告知」「断定的判断の提供」の禁止
- ・ 取引に関する知識及び経験、財産状況、意向などを把握したうえで「適合性の原則」の徹底を図ること(財産状況については漠然としたものではなく明確化)
- ・ クーリング・オフ規定を設けること

顧客資産の保全を図るため分別保管を義務付けること。信託契約による手法などの検討を尽くすこと

海外業者の契約の媒介についても原則、適用すること

### 業者の健全性を確保するための財務規制など

最低資本金規制を導入すべきである

業者の財務状況を定期的に把握できるようにすべきである。(自己資本規制比率を導入するなど)

業者の業務内容や財務状況に関する事項の開示を図ること

### その他

事業者の監督、業務の検査を機動的に行える仕組みにすること。その結果、業務改善命令や業務停止命令などを出せることとすること

事業者が金融庁、経済産業省、農林水産省管轄にわたるので、連携してどのように監督体制を組むかの検討は尽くすこと

自主規制機関は取引管理規則を設けること、苦情相談に取り組むこと。また、業者への働きかけができる存在であること

求人情報をよそおっての取引誘い込みなどを図るような悪質事業者が排除できる仕組みであること

以上